

年末・年始のし尿収集休業日

年末・年始のし尿収集の業務休業日は、**12月29日(土)～1月3日(木)**となります。

菊池市では、月に1回のし尿収集を計画的に行うことが原則となっています。収集予定日が休業日にあたる地域では、予定日の前後に調整して収集を行います。

また、計画収集期間以外で緊急に収集が必要な場合、**12月25日(火) 午前中まで**に電話依頼があった分に関しては、年末までに収集します。

なお、緊急時以外は通常の計画で収集します。

電話依頼先

- 菊池、七城、旭志、泗水（富の原北区の地域）
（有）旭衛生舎 ☎(24) 2181
 - 泗水（富の原北区以外の地域）
菊池西部衛生（有） ☎096(242) 0059
- 問い合わせ先 環境課 ☎(25) 7217
または各総合支所民生課

地域密着型サービス事業者を公募します

介護保険法の改正により、平成18年度から地域密着型介護サービスが新設されました。

「第3期菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、下記のとおり事業所を募集します。

応募を希望する事業所は、公募申請などにかかる説明をしますので、まずは問い合わせください。

募集事業種別・事業所数

- 小規模多機能型居宅介護・・・1施設
- 認知症対応型共同生活介護・・・1施設

申込期間 12月3日(月)～12月27日(木)

問い合わせ・申し込み先

生きがい推進課介護保険係 ☎(25) 7215

シリーズ⑫ こんなには「地域包括支援センター」です 介護保険の介護予防サービスを上手に利用していますか？

要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るためには、生活機能の低下が軽度である早い段階から継続して予防していく必要があります。そのお手伝いをするのが介護保険の介護予防サービスです。

●介護予防通所介護

施設にて、寝たきりにならないで、自立した生活が送れるよう専門的訓練が受けられます。

●介護予防リハビリテーション

施設に行つて専門的リハビリを受けることができます。

●介護予防訪問介護

掃除など日常生活で困難に なってきたことを支援してきます。

●介護予防福祉用具貸与・販売

歩行器などの福祉用具を借りたり、ポータブルトイレの購入をすることができます。

●介護予防訪問リハビリテーション

自宅で専門的リハビリが受けられます。

- 介護予防訪問看護
看護師が訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
- 介護予防短期入所
短期間、施設にて日常生活のお世話を受けることができます。
- 介護予防住宅改修
20万円を上限に手摺りや段差解消などの住宅改修ができます。

などがありますが、目標なしに単に同じサービスを利用し続けたり、安易にサービスに頼れば生活機能はどんどん低下していきます。

あなたの「つたごう」で「生きるようになりたいこと」を大切に、一人ひとりの生活・人生の自己実現のために、明確な目標をたててみましょう。そして目標達成するには、まずは自分でできること、家族に協力してもらえることを相談し、必要に応じて介護予防サービスを利用してみましょう。



成るための介護支援計画書（ケアプラン）を作成し、その上で、一定期間後に目標が達成できたかどうかを評価して再検討し、住み慣れた地域で自分らしく楽しく、生活していただくお手伝いをします。

すでに、介護予防サービスを利用している皆さん、あなたのケアプランを担当ケアマネジャーともう1度見直してみよう。

問い合わせ先

地域包括支援課 ☎(25) 7216

平成20年1月11日スタート 配偶者暴力防止法が 変わります！

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布され、平成20年1月11日に施行されます。

1、保護命令制度の拡充

- ①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。
- ②被害者に対する電話・電子メールなどが禁止されます。
- ③被害者の親族なども接近禁止命令の対象となります。
- ④、市町村基本計画の策定
- ⑤、配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- ⑥、裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

施行期日

平成20年1月11日

●配偶者からの暴力被害者支援

情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>
問い合わせ先
子育て支援課
☎(25) 7214
または、熊本県男女共同参画・パートナーシップ推進課
☎096(333) 2200



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

ご存知ですか？家族介護慰労事業

高齢者等を1年以上在宅介護している家族に対して、介護する人の精神的負担や経済的負担を軽減する目的として、在宅高齢者等介護者手当(要介護者1人につき年額12万円)を支給します。受給資格は以下のとおりです。詳しくは、地域包括支援課までご連絡ください。なお、**受付の締め切りは平成20年1月31日です。**

介護保険制度において、要介護4または5に相当する市町村民税非課税世帯の在宅の高齢者が、昨年(2008年)の10月1日から今年(2009年)の9月30日までの1年間に、介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった人。

問い合わせ先 地域包括支援課 ☎(25) 7216

菊池公園ご利用の皆さんへ 菊池公園利用上のマナーアップにご協力ください

最近、菊池公園内でゴミのポイ捨てや観月樓の建物内での飲食の後始末を行わないなど、景観を損なうような状況が見受けられます。

菊池市では都市公園条例の中で、「都市公園を損傷し、又は汚損すること」などを禁止行為としています。誰もが安全に気持ちよく利用できる公園になるよう、清掃や植栽剪定なども行っています。

そこで、公園を利用する際のマナーアップのために、次のことを守りましょう。

- ゴミは各自で持ち帰ってください。
- トイレ、ベンチ、遊具などの施設を大切に使いましょう。
- 木や草花、野鳥などを傷つけたりしないでください。
- その他、危険な行為や人が嫌がるようなことはやめましょう。

皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ先 都市整備課 ☎(25) 7242

児童センターに遊びに来ませんか？
●すくすくクラブ「座まりあ」の人形劇
とき 12月12日(水) 午前10時30分から
ところ 菊池市西部市民センター
内容 かわいい人形のおはなしや手遊びなど、楽しい時間が過ごせます。
対象 市内の乳幼児と保護者
参加費 無料
●カレンダー作り
とき 12月15日(土) 午前10時30分から
ところ 菊池市児童センター



内容 2008年のオリジナルカレンダー作り
対象 市内の小学生
参加費 無料
申し込み方法 12月12日(水)までに電話で申し込んでください。
問い合わせ先 菊池市児童センター ☎(24) 3472

夢美術館情報

問い合わせ先 菊池夢美術館 ☎(23) 1155

●夫婦の手紙・絵手紙展

期間：
11月22日(木)～1月10日(木)



※12月25日(火)・12月31日(月)は休館日

古い電話帳を回収します
～資源の再利用にご協力～
NTTでは、環境保護の立場から、古い電話帳の回収を推進しています。
新しい電話帳を配達の際(12月中の予定)、古い電話帳を配達員にお渡しください。
もし、渡せなかった場合は、後日回収に伺いますので、ご連絡ください。紙資源のリサイクルにご協力をお願いします。
問い合わせ先
タウンページセンター
☎0120(5006)3009
受付時間
平日 午前9時～午後8時
土曜・祝日 午前9時～午後5時
※日曜・年末年始は休業